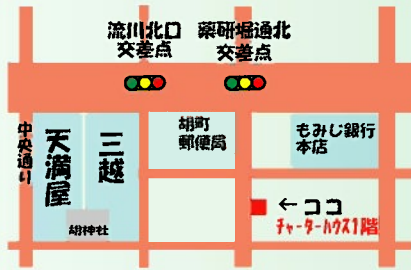


# 社長さん いろいろしゃい

有限会社 玉野の社長、  
玉野昇太郎さまです。



名前 玉野昇太郎  
屋号 料理や 玉の  
血液型 O型  
好きな場所 スーパー銭湯 伊勢神宮  
好きな食べ物 フリン ラーメン お茶漬け  
最近読んだ本 法華経（修行中です）  
独立したときの年齢 33歳  
仕事上のモットー  
真面目に誠実に  
唯なくすること  
シンプルな素材で安心できるもの、  
ほっとしていただける  
料理をお出しする。  
**日々自問自答で試行錯誤です。**  
中区胡町2-17 一軒家 TEL 082-542-0607

2011年 5月号

# かいけい

2011年4月11日発行  
発行/株式会社イーマップ  
編集長/大場史郎  
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号  
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861  
E-mail webmaster@kaikai.co.jp  
URL http://www.kaikai.co.jp



2011. 4. 6

## 馬耳東風

4月4日 震災募金

大場史郎



この漫画を描いた後で、ソフトバンクの孫正義氏が100億円を寄付をし、さらに引退するまでの役員報酬をすべて寄付をするという記事が出ていた。上には上があるもんだと感心した。戦後最大の天災であるが、唯一の救いはバラバラになりかけた日本人の心が一つになったということか。

全国の廃校になった学校や空いている公営住宅に被災した人人を迎え入れたり、不慣れた土地で生活するための世話をするボランティア活動をしたり、少しでも役立とうとする人々の多いことか。

捨てたものではない日本人。今年の花見やイベントも、なんとなく自粛ムードが高まり、後ろめたく感ずるのは、少し行きすぎかとも思う。それはそれで、その業界に携わる人は別の意味での被害を受けるのである。花見をするけど、弁当をちよつと控え目にして、その1割を被災地の人に寄付するのはどうか。

我々もできる範囲の協力をしようではありませんか。

弊社ホームページにいままでの馬耳東風が載っています。  
ぜひご覧ください。http://www.kaikai.co.jp

## 事務所からのお知らせ

宮本佳依

### 広島県建設業新分野進出支援補助金

広島県では、県が管理する道路・河川等の土木工事、災害対応や維持管理などの、実績のある建設業者の新分野進出に際し係った調査・研究開発、販路開拓及び設備投資の経費の一部を助成しています。

補助対象者

- ①「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき承認を受けた経営革新計画に従い、経営革新のための事業を行うもの
- ②建設業の許可を有し、かつ広島県内に主たる営業所を有するもの。
- ③従業員数が5人以上であるもの。

補助金額

補助対象経費の1/2以内

補助金額の上限は1者あたり次のとおりです。

| 事業区分 | 交付決定の上限額                                |
|------|-----------------------------------------|
| 一般地域 | 調査研究開発事業<br>販路開拓事業<br>設備投資事業<br>3,000千円 |
| 過疎地域 | 調査研究開発事業<br>販路開拓事業<br>10,000千円          |

※過疎地域とは、次の地域です。

公示市町（平成21年1月1日現在）  
呉市（旧倉橋町・下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町の区域）、三原市（旧大和町・久井町の区域）、尾道市（旧御調町・瀬戸田町の区域）、福山市（旧内海町の区域）、府中市（旧上下町の区域）、三次市、庄原市、東広島市（旧福富町・豊栄町・河内町の区域）、廿日市市（旧吉和村・宮島町の区域）、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

詳しくは、各担当者にお問い合わせください。

# 社長の仕事

税理士

大場史郎

### 相続税の見直し

平成23年度の税制改正に、相続税の見直しが入っている。現実には国会を通過していないので、まだ決まったわけではない、今回の大震災で、税収確保のため、法人税などの減税は見送りとなるようであるが、税収を増やす改正は、間違いなく実施されるようだ。

相続税は目安として20人に1人、亡くなった人の5%に課税される富裕税であるが、昨今の地価下落により5%が4%に下がったのを元の5%に戻そうというのが建前である。しかし、細かく見ていくと、もっと拡大しそうである。

改正案の主なものは次のとおりである。

- ① **基礎控除額の引き下げ**  
5000万円+1000万円×相続人⇒  
3000万円 + 600万円 × 相続人  
例えば、相続人3人の場合 8000万円 ⇒ 4800万円
- ② **税率の見直し**  
最高税率が 50%から55%  
(課税額6億円超の場合)に。
- ③ **保険金の非課税限度額の見直し**  
生命保険を受け取った場合、基礎控除とは別枠で、500万円 × 法定相続人の控除が認められているが、この適用を受けられる相続人は未成年・障害者及び同居の相続人に限られることになった。成人の子供が親と別居していて、生命保険を受け取った場合は控除がないということである。この改正は生保会社においては堪える。

### ④ 小規模宅地の特例の見直し(平成22年度の改正)

相続人が居住したり、事業をしている(不動産業を除く)店舗や工場の敷地は200㎡~400㎡につき50%から80%の評価減をすることができる。この制度は、自宅や町工場などに相続税を課したら、相続税を払うために自宅や工場を売らなければならないことを防ぐためだ。この制度の範囲が狭め、実際に住んでいない場合、事業をしていない場合は適用されなくなった。同じ200㎡でも、地方の田舎と東京の銀座では2桁、3桁は価格が違う。この制度を使った節税は多く見られる。広島でも、廿日市の自宅を売って、紙屋町へ住み替えたという話は聞いたことがある。

主な改正は上記の4点だが、今まで相続税とは無縁な方でも相続税がかかるケースが出てくる。例えば私の事務所のある白島はお年寄りが多く、お年寄り一人暮らしも目につきます。子供は東京に住まいを構えている場合、上記の④は受けられず、もらった生命保険も控除がない。子供2名だと4200万円の基礎控除だけである。そうすると、地価の高いところへ自宅がある人はすぐに相続税がかかるようになる。

税制が変われば、その制度に対応するために新しいビジネスモデルも生まれる。特に金融、不動産に携わる方、資産をお持ちの方は今回の改正は見逃しません。

皆様の個別の問題は、個々に相談させていただきまします。また税制が国会を通過して確定すれば、事務所での勉強会も開催する予定です。

来月は贈与税について書きます。

## 試用期間を考える

社会保険労務士

キャリアカウンセラー

田村 実

試用期間とは

労働者を本採用するにあたって、能力や人間性また職場環境に順応できるかなどを判断するための期間であり、使用者（事業主、経営者）は労働者が不適合と判断した場合の解約権（解雇権）を持っているが、留保している状態である期間のことです。その期間は最長でも1年以内と考えることが望ましいとされ、使用者はいつでも解雇できる状態にあるとは言え、やはり解雇には制約があります。

試用期間中に判断する主な事項

- ・勤務状態
- ・勤務態度
- ・勤務成績
- ・協調性
- ・健康状態

試用期間中の解雇

上記、判断する事項にあるような項目において、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当とされる場合のみ認められます。具体的には、使用者の好みで判断されるものでなく、一般的にみてどうか、そして具体的な指標などによる根拠があって解雇が認められます。

POINT

- ・試用期間中だからと言って、解雇が簡単に認められるわけではない。
- ・試用期間中の解雇は、本採用後の解雇よりも広く認められ得るが、根拠が必要であり、一般的に認められるものでなければならない。そしてそれを具体的に指標などで示す必要がある。

## 大きな災害にあったときの税金について

吉村千花子

今回の東北地震のような大きな災害の被害にあったときの身近な税金についてお話しします。

このような災害にあった場合、様々な特例措置、救済措置があります。内容は地方によって違いがあり、災害が起こってからできる措置もありますので必ずではありませんが、次のようなケースがあります。

住宅や家財が大きな損害を受けたときは、確定申告の際に①損害額から計算する雑損控除または②災害によって定められる税金の軽減免除のどちらか高いほうを選んで所得税を軽減することができます。所得が500万円以下であれば全額免除で、すでに給料や年金より差し引かれている方は全額還付になります。それ以上の所得の方でも1000万円以下であれば免除されます。

他にも、車が損害を受けたときは、修繕するのに一定以上かかると自動車税が半分になったり、住民税は災害による被害の状況に応じて10%～100%減免を受けることができるケースがあります。

また、事業者にかかる消費税については災害で事務処理が困難になって経費の計算ができなくなったときの特例として経費を概算して消費税を計算する簡易課税の届出を被災後でも出すことができますようになります。

このような措置が被災者の方たちにとってどれくらい救済になるのかはわかりませんが、被害のなかった私たちがたくさん働いてたくさん税金を払って少しでも復興の手助けになれば・・・と思います。

## 寄付金控除について

小柳博美

東北地方太平洋沖地震に係る寄付行為は「寄附金控除」の対象になり、個人の場合は所得税と住民税（市区町村民税＋都道府県民税）が減額されます。

### ①個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法78①②）

#### ■減額になる税額の内訳

寄附金額－2千円＝寄付金控除額

（寄附金額－2千円）－所得税の還付金額＝翌年6月からの住民税が減額

※住民税は平成24年度から所得税と同様に最初が2千円引きになる予定です

### ②法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法37③）

【第7回】

# 源六日記

司法書士

安友源六

### “本登記と仮登記”

Aが所有する土地・建物をBに売った場合、AからBへ所有権移転登記をします。これはなぜかという、もしAが土地・建物をBに売った後Bへの所有権移転登記をしていない間に、Aがこれを更にCに売った（いわゆる二重売買）がCへの所有権移転登記もしていない場合には、B、Cいずれもが自分の所有権取得を主張するので、BC間での所有権帰属争いに決着がつかなくなるからです。この問題を解決する一つの方法として、法律で登記制度が設けられたのです。

不動産登記法の世界では、登記には、その効力の差異から、大きく分類して、本登記と仮登記があります。上のAからBへの所有権移転登記は本登記で、Bはこの登記をしているので、所有権の取得を第三者に対抗することができるのです。ここでいう「対抗」や「第三者」の意味については、難しい法理論があるので、省略しますが、上の例で簡単に言うと、Aが土地・建物をBとCに二重に売った場合に、先に所有権移転登記（本登記）をしたBは、登記をしていないCに対して、自分の完全な所有権の取得を主張でき、Cの所有権の取得を否定できるということです。これでBC間の紛争が収拾されるのです。

次に、仮登記は、本登記をするための実質的又は形式的要件が完備しない場合に、後日される本登記の順位を確保しておくためにされるいわゆる予備的な登記です。この「後日される本登記の順位を確保しておく」のが仮登記の効力で、その意味は、仮登記をした者が本登記をする場合に、仮登記後本登記をするまでの間において出現した第三者の登記上の権利が、自己の仮登記した権利と抵触する範囲において法律上これを排除することができるということです。例えば、Aが土地・建物をBに売って、Bが所有権移転の仮登記をした後に、Aがこれを更にCに売って、Cが所有権移転登記（本登記）をした場合に、先に仮登記をしているBは、後から所有権移転登記（本登記）をしたCの所有権の取得を排除、否定できるということです。いわば、先に仮登記というツバをつけておけば、後から本登記をした者の権利を排除・否定できるという便利な制度です。なお、仮登記は、所有権、抵当権、地上権、賃借権等9種の権利についてできることになっています。